平成２１年（フ）第６６０号
神奈川県座間市相模が丘３丁目45番６号　相模原第１ハウス103号
債務者　松原　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４０９号
広島県福山市駅家町大字法成寺793番地
債務者　武田　奈生
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４３４号
広島県福山市坪生町南１丁目13番30号、住民票上の住所広島県福山市引野町５丁目32番30号
債務者　山本　主三
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９６３１号
大阪市東淀川区豊新３丁目７番25号
債務者　西田　寛之（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２５号
大阪府豊中市庄内西町３丁目10番15―307号
債務者　勝戸スサーナこと　カツト・スサーナ・カシイリエ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００６７号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―211号
債務者　石川　頼子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９３号
大阪市東成区大今里西１丁目24番11号　今里マンション405号
債務者　大澤　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字富根町22番地
債務者　古村　貴浩
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿44番地47
債務者　本間　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
長野県下高囲郡山ノ内町志賀高原硯川　硯川ホテル内、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉67番地９
債務者　三上　博行
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
青森県五所川原市金木町芦野84番地1146　さくら団地４号棟２号
債務者　白川　貫一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第６２１号
神奈川県相模原市矢部４丁目10番６―704号
債務者　志水　誠一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２号
熊本県天草市本渡町広瀬1990番地13
債務者　荒木　克久
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第５８２号
静岡県湖西市白須賀1546番地の４
債務者　儘下　明美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係